

委託解除申請書

申請日

茨城SR経営労務センター 御中

令和 年 月 日

下記項目は全て必須記載項目です。記載漏れ、誤り無きようお願いいたします。

事業所名 (印)

令和 年 月 日 付 で 委託解除することを申請します。

委託解除によって確定労働保険料に還付が生じた場合の返金方法を下記 内にし点を入れてお選び下さい。

- 登録済み引落金融機関への振込を希望
 下記口座への振込を希望 (ゆうちょ銀行はお控え下さい)

金融機関名
支店名
フリガナ
口座名義
口座番号
(○で囲む) 普通 当座

- 口座を全て閉じるので、現金書留を希望
(事業場 ・ 関与社労士を経由) いずれかを○で囲む

<委託解除における注意>

- * 各書類、各様式に不備や記載漏れがある場合は、手続きが遅れることがあります。
- * 委託解除申請日によって、保険料の還付額の返金までに期間が生じる場合があります。
- * 委託解除による労働保険料の還付金の取り扱いは次の通りとなります。

◆年度更新時及び、4月～6月までの間に委託解除の手続きをする場合	2期以降の保険料の納入はありません。 年度更新申告後、9月下旬に指定の口座に還付金を返金します。
◆7月、8月までの間に委託解除の手続きをする場合	2期以降の保険料の納入はありません。 労働保険料申告後、11月下旬頃に指定の口座に還付金を返金します。
◆9月～11月までの間に委託解除の手続きをする場合	3期の保険料の納入はありません。 労働保険料申告後、翌年2月下旬頃に指定の口座に還付金を返金します。
◆12月以降に委託解除の手続きをする場合	3期の保険料の納入が必要になります。 次年度年度更新の申告のため、翌年度9月下旬まで、還付金の返金は出来ません。 年度更新申告後、指定の口座に返金します。

- * 保険料で不足が生じた際は下記いずれかの口座に期日までに振込か、指定された期日(7/20、10/20、1/20 営業日で前後)に登録された口座から引落になります。

<口座名義 労働保険事務組合 茨城SR経営労務センター>

- ◆筑波銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 36628
- ◆常陽銀行 下市支店 普通預金 口座番号 1375204

※保険料精算の完了まで責任は関与社労士にあります。
関与社労士は上記注意を事業主へご説明下さい。

関与社労士氏名 (印)